

1. 議事日程（平成27年第4回北広島町議会定例会）

平成27年12月8日
午前10時開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第8号 専決処分の報告について
（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第5 報告第10号 専決処分の報告について
（支払督促に対する督促異議の申立に係る訴えの提起について）
日程第6 報告第11号 専決処分の報告について
（支払督促に対する督促異議の申立に係る訴えの提起について）
日程第7 議案第98号 北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
日程第8 議案第99号 北広島町税条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第100号 大朝農村高齢者活性化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第101号 北広島町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第102号 北広島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第103号 指定管理者の指定について
日程第13 議案第104号 工事請負契約の変更について
（北広島町立芸北中学校校舎新築工事）
日程第14 議案第105号 平成27年度北広島町一般会計補正予算（第4）
日程第15 議案第106号 平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第107号 平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17 議案第108号 平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第109号 平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第19 議案第110号 平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20 議案第111号 平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第112号 平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第113号 平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第114号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真 倉 和 之 2番 中 田 節 雄 3番 久茂谷 美保之
4番 藤 堂 修 壮 5番 梅 尾 泰 文 6番 森 脇 誠 悟

8番	室坂	光治	9番	中村	勝義	10番	伊藤	久幸
11番	浜田	芳晴	12番	藤井	勝丸	13番	蔵升	芳信
14番	田村	忠紘	15番	美濃	孝二	16番	大林	正行
17番	宮本	裕之	18番	加計	雅章			

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 柿原 徳 則

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野	博司	副町長	空田	賢治	教育長	池田	庄策
芸北支所長	成瀬	哲彦	大朝支所長	齋藤	幸司	豊平支所長	多川	信之
危機管理監	松浦	誠	総務課長	古川	達也	財政課長	信上	英昭
企画課長	山根	秀紀	税務課長	畑田	正法	福祉課長	清見	宣正
保健課長	多田	誠子	農林課長	藤浦	直人	建設課長	砂田	寿紀
町民課長	輪田	孔俊	上下水道課長	清水	繁昭	消防長	田辺	弘司
学校教育課長	石坪	隆雄	生涯学習課長	佐々木	直彦	商工観光課長	隅田	好則
会計管理者	三宅	正登	国土調査事務所長	石川	斎	豊平病院事務部長	佐々木	靖志

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐伯 孝之 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加計雅章） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、16番、大林議員、17番、宮本議員を指名いたします。

す。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 議長（加計雅章） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間に決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

- 議長（加計雅章） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおりますが、若干申し添えます。10月19日に、広島県内陸部振興対策協議会で、県の各局部に対して平成28年度主要施策に関する要望活動を行っております。10月28日には、国道186号整備促進協議会で、国土交通省及び地元選出国會議員を訪ね、要望活動を行っております。11月11日に、東京のNHKホールで行われた第59回町村議會議長全国大会が開催され、出席をいたしました。11月13日に東京メルパルクホールで行われた全国過疎地域自立促進連盟第46回定期総会において、任期満了に伴う役員の選任が行われ、副会長に、岩手県山田町議會議長、昆 暉雄氏が就任され、平成23年12月から4年間務めてきました全国過疎地域自立促進連盟副会長を無事退任することができました。この12月4日で退任でございました。この間、皆様方にはいろいろな面でご協力をいただき、誠にありがとうございました。この場をおかりして、厚くお礼を申し上げます。以上で、議長報告を終わります。次に、本定例会までに受理した請願・陳情等は、別紙、請願・陳情受付簿のとおりです。會議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託いたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） おはようございます。前回定例会から後にありました、町行政の主要事業等、報告をさせていただきます。4ページのほうお願いいたします。企画課の関係でございます。定住促進の取り組みということで、空き家情報バンクの関係であります。この11月19日までで成約件数が11件ということになっております。次に、6ページをお願いします。ふるさと寄附金、ふるさと納税の関係であります。11月19日まで、平成27年度の実績が368件で、金額が1654万8900円ということでございます。昨年度から見ると3倍近くに今なっておるわけでありまして、今後とも協力をお願いし、増やしていきたいと考えております。次に、生活交通対策事業ということで、北広島町地域公共交通會議の開

催を11月6日に行っております。北広島町の地域交通網形成計画に係る協議ということで、協議をいただいております。7ページをお願いします。まち・ひと・しごと創生、ということで、北広島町まちづくり総合委員会を10月26日に開催をしていただきました。10月30日には、北広島町人口ビジョン及び北広島町総合戦略の答申をいただき、策定をさせていただいたところでもあります。また、これにつきましては町政懇談会、11月24日に豊平、11月25日に大朝、12月1日に芸北、12月2日に本庁のほうで、この人口ビジョン、総合戦略の説明等もさせていただいたところがございます。それから、ようこそ町長対話室、を10月に大朝支所で、11月には芸北支所でそれぞれ開催をさせていただきました。次に、町民課の関係であります。8ページ、資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業についてであります。10月末の収集総量が約283tということでもあります。昨年度より少し少なくなっておりますが、皆さんの協力で、こういった数字になっております。次に、福祉課の関係であります。10ページをお願いします。地域における少子化対策の強化事業ということで、命の授業というのを行っております。これは、町内中学3年生を対象に、母親と乳児3組と助産師、保健師による命の授業を実施しているものでありますが、11月に千代田中学校、新庄中学校で行っております。次に、11ページ、保健課の関係であります。元気づくり推進事業ということで、にこやか集会所コース、10月から新しく町内6地区で、週に2回の教室がスタートしております。あわせて26会場で、現在この取り組みがされておるということでもあります。介護予防も含めて、健康寿命を伸ばしていこうということでもあります。全域に拡大をしてみたいと考えておるところであります。12ページの中ほどに書いておりますけれども、元気づくりシステム全国普及シンポジウムin北広島町、これを10月に開催をさせていただいたところでもあります。14ページ、農林課の関係であります。平成27年度非主食用米の取り組み状況でありますけれども、平成27年度の作付面積が232haということ、平成26年度の190haに比べ、42ha増えてきたというところがございます。それから15ページをお願いします。10月、11月に、集落農業法人が新たに2法人設立をされました。町内の集落農業法人数が合計で32となったわけでもあります。それから、こちらには書いておりませんが、北広島町農業振興大会を11月の20日に開催をしたところがございます。16ページ、商工観光課の関係であります。道の駅の関係であります。舞ロードIC千代田リニューアルオープン2周年記念イベントを10月に開催をさせていただいたところです。それから観光振興事業として、北広島町観光大使として、体操のお兄さんである佐藤弘道さんをお願いし、また株式会社バルコム山坂社長に任命をさせていただいたところでもあります。それから北広島町と株式会社バルコムとの観光振興及びまちづくりに関する協定書を締結をさせていただいたところがございます。18ページをお願いします。農山村体験推進事業ということで、7月から9月にかけて22校、1011名の受け入れをさせていただいたところでもあります。また、こちらには書いておりませんが、11月28日に農山村体験シンポジウムを開催をさせていただいたところでもあります。24ページをお願いします。消防本部の関係であります。消防救急デジタル無線整備工事ということで、国の定めた消防救急無線のデジタル化に対応するため、無線設備等の設備工事を平成26年度と平成27年度の2カ年の継続事業で行ってきたものであります。中ほどのほうに書いておりますけれども、11月17日に工事を完了し、引き渡しを受けておるところであります。12月中旬にはデジタル化に移行の予定であります。総事業費が7億5900万円余りということでございます。私のほうからは以上でございます。教育委員会関係については、教育

長より報告をさせていただきます。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育委員会から報告を申し上げます。26ページをご覧ください。まず、教育委員会学校教育課でございますが、10月5日に山県郡小学校陸上記録会を千代田運動公園で開催しております。それから10月29日、11月12日に就学指導委員会を開催いたしまして、新年度の児童生徒の就学先について審議をしております。下から2段目でございますが、北広島ふるさと夢プロジェクトの取り組み、10月23日、千代田運動公園で小学校6年生の講演会を開催しております。一番下になりますけれども、広島県体力運動能力テスト、小中学校の調査対象学年、今年度は、全ての調査対象学年でトップという結果でございます。次に、生涯学習の事業について報告を申し上げます。27・28ページをご覧ください。ご覧いただきますように、大変たくさんの講座、教室等を開催させていただきました。今後、また新年度も学校教育課、生涯学習課合わせまして、ふるさと夢プロジェクト関連の事業の推進を進めてまいりたいというふうに考えております。教育委員会からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第9号 専決処分の報告についてから

日程第6 報告第11号 専決処分の報告についてまで

○議長（加計雅章） 日程第4、報告第9号、専決処分の報告についてから、日程第6、報告第11号、専決処分の報告についてまでの3件の報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第9号から報告第11号につきまして概要を申し上げます。議案集の1ページをお願いします。報告第9号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。3ページをお願いします。報告第10号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、支払督促に対する督促異議の申し立てに係る訴えの提起について専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。5ページをお願いします。報告第11号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、支払督促に対する督促異議の申立に係る訴えの提起について専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。以上、詳細については、各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 報告第9号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案書は1ページでございます。報告第9号は、和解及び損害賠償の額についての専決処分の報告でございます。和解及び損害賠償の額が50万円以下の場合には、町長専決処分についての指定、第2及び第3項におきまして、町長において専決処分の委任がされております。地方自治法第180条第1項の規定により、議案書2ページ、専決処分第10号のとおり、平成27年9月30日、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。続

きまして、専決処分についての説明をさせていただきます。項目1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。項目2、事故の概要でございますが、平成27年8月16日午前8時ごろ、町道勝田落合線を広島市方面に向かって走行中、北広島町今吉田1456番地6付近の道路の陥没箇所にはまり、左側前後輪タイヤがパンクしたものでございます。和解内容といたしましては、町は、相手方に対し、損害賠償として6492円の支払い義務があることを認め、これを支払う。町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2項目でございます。項目4、損害賠償額は6492円で、内訳は、タイヤ入れかえ費ほかでございます。専決処分の報告は以上でございます。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 報告第10号、専決処分の報告について、上下水道課からご説明申し上げます。議案書3ページでございます。報告第10号の訴えの提起でございますが、訴訟物の価格が60万円以下の場合は、町長専決処分についての指定第5項で、町長において専決処分の委任がされており、地方自治法第180条第1項の規定により、議案書4ページ、専決処分第11号のとおり、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。続きまして、専決処分書について説明をさせていただきます。1、相手方の住所氏名は、記載のとおりでございます。2、債権の内容は、平成15年度から平成17年度まで、特定環境保全公共下水道受益者分担金賦課徴収条例により、宅地面積1㎡当たり400円を乗じた額46万9500円を賦課したものでございます。分割納付誓約書の提出等で、一部納付で時効を中断し、未納額は39万5700円にまで減っておりますが、平成26年10月20日限りで納付が途絶えております。現在の長期にわたる滞納状況を解決すべく、平成27年10月27日、可部簡易裁判所へ支払い督促申し立てを行いました。これに対し、債務者から、平成27年11月6日、債権そのものや債権額には間違いがないが、一括納付については無理なので、分割で納付したい旨の督促異議申し立てがなされました。督促異議の申し立てがあった場合には、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促申し立て日にさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行しております。よって、訴えの提起につき、平成27年11月6日専決処分を行いました。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 報告第11号、専決処分の報告について、建設課から申し上げます。議案書は5ページでございます。報告第11号は、訴えの提起についての専決処分の報告でございます。訴訟物の価格が60万円以下でありますので、先ほどの報告第10号同様に専決処分を行っております。地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。続きまして、専決処分書について説明させていただきます。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。2、債権の内容でございますが、住宅使用料、水道料金及び下水道使用料でございます。金額30万8915円のうち、住宅使用料が平成26年12月から平成27年10月使用分で29万460円、水道料金が平成26年4月から平成27年8月使用分で9535円、下水道使用料が同じく平成26年4月から平成27年8月使用分で8920円となっております。これまでの再三の督促にもかかわらず、納付誓約書の提出にも応じていただけていないことから、平成27年10月20日、可部簡易裁判所へ支払い督促申し立てを行いました。これに対し、債務者から、平成27年11月10日、債権そのものや債権額には間違いがないが、一括納付は無理ということで、分割納付したい旨の督促異議申し立てがなされました。督促異議の

申し立てがあった場合には、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促申し立て日にさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行しております。よって、訴えの提起につき、平成27年11月10日、専決処分を行いました。専決処分の報告は以上でございます。

○議長（加計雅章） これをもって報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 議案第 98号 北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例から

日程第11 議案第102号 北広島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第7、議案第98号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例から、日程第11、議案第102号、北広島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上5議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第98号から議案第102号までにつきまして、一括して概要を申し上げます。議案集7ページをお願いします。議案第98号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について説明します。本案は、番号法の施行に伴い、福祉医療費支給事務における個人番号の独自利用事務及び特定個人情報の庁内連携に関し必要な事項を定めるため、条例の制定について町議会に提案するものです。10ページをお願いします。議案第99号、北広島町税条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、平成27年度税制改正による地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、北広島町税条例の所要の改正について町議会に提案するものであります。24ページをお願いします。議案第100号 大朝農村高齢者活性化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、大朝農村高齢者活性化センターの地番錯誤を改めるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。25ページをお願いします。議案第101号 北広島町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、旧芸北町に属する区域、旧千代田町に属する区域、旧豊平町に属する区域の3つの下水道施設使用料体系を平成28年度から旧千代田町に属する区域の下水道施設使用料体系に一本化し、北広島町全体の下水道施設使用料を統一するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。31ページをお願いします。議案第102号、北広島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、旧芸北町、旧大朝町及び旧豊平町に属する区域と旧千代田町に属する区域の2つの料金体系を平成28年度から旧千代田町に属する区域の料金体系に一本化し、北広島町全体の水道料金を統一するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上、詳細については、各担当から説明をいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは議案第98号、北広島町行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例につきまして、町民課よりご説明申し上げます。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と言われておりますけれども、第9条第2項の規定に基づき、本町が法に定めていない独自の行政サービスを実施している事務において、個人番号を利用する場合や、個人番号を利用している事務において、庁内機関内で個人番号をその内容に含む特定個人情報の連携を行うことを可能にするため制定するものでございまして、第1条から第5条で成り立っております。第1条につきましては、趣旨でございまして、法に規定されていない事務で、個人番号を独自に利用するための事務や庁内で番号を利用して、特定個人情報の授受を行うための庁内連携に関して必要な事項を定めるものとする。でございます。第2条は、定義で、条例に出てくる用語の説明を定めるものでございます。3条は、町の責務と、個人番号の利用に関して、その適正な取り扱いを確保するための必要な措置を講じることなどを定めております。第4条が個人番号の利用範囲でございまして、法第9条第2項の規定に基づき、個人番号を独自に利用する事務等を定めるものでございます。8ページをご覧いただきたいと思います。別表第1で、右の欄でございましてけれども、今回定めるものは、乳幼児医療支給事務を初め福祉医療となっておりますけれども、4つの医療費支給事務を定めるものでございます。続いて、別表第2でございまして、中段にあります乳幼児医療費支給事務ほか、次のページの3つの医療費支給事務を行うに当たって、右の欄に掲げる特定個人情報であって、庁内の同一機関内で保有する特定個人情報を利用することができるものとするものを定めるものでございます。第5条は、委任について規則で定めるものでございます。附則としまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 議案第99号、北広島町税条例等の一部改正の内容につきまして、税務課からご説明いたします。議案集10ページをお願いいたします。本改正は、平成27年度税制改正によりまして地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に基づく改正で、次の3点について改正するものでございます。まず、1点目ですけれども、納税の猶予等の規定、2点目、いわゆる我が町特例の追加、3点目が番号法施行に伴う改正でございまして、まず、1点目の納税の猶予等の規定でございまして、議案集10ページから16ページまで、改正条例第1条中第8条から第12条において規定をしております。納税の猶予等につきましては、目的としまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ確かな納税の履行を確保する観点から、昨年度において、国税の制度の見直しが行われました。この見直しを受けまして、平成27年度税制改正によりまして、地方税においても同様の見直しが行われました。それによりまして、条例において、この制度内容であります徴収の猶予、看過の猶予などを定めまして、徴収猶予に係る徴収金の分割納付の方法、徴収猶予の申請手続、看過の猶予の手続などを規定したものでございます。この規定の施行日は、平成28年4月1日となっております。2点目の、いわゆる我が町特例の追加規定でございまして、議案集17ページから18ページまで、改正条例1条中附則第10条の2において規定をしております。我が町特例とは、地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにという観点から、地方税法の定め範囲内で、地方団体が固定資産税の特例措置の内容を定めることができるという仕組みでございまして、平成27年度の税制改正によりまして、新たに都市再生特別措置法に基づく施設、津波避難施設などがこの特例

の対象となりました。これらの資産は、本町には存在しませんが、地方税法の改正に基づきまして条例に規定するものでございます。なお、この軽減割合でございますが、これは国が示す参酌基準と同一でございます。この規定の施行日は、平成28年4月1日となっております。3点目の番号法の施行に伴う改正でございますが、議案集18ページから23ページまで、改正条例第2条、第3条において規定しております。これは申請時における法人番号等の記載をそれぞれ規定したものでございます。この規定の施行日は平成28年1月1日となっております。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 議案第100号、大朝農村高齢者活性化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、商工観光課からご説明を申し上げます。議案集24ページをご覧ください。改正点でございますが、大朝農村高齢者活性化センターの地番錯誤のため、第2条位置について、645番地を665番地に改めるものでございます。なお、附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 議案第101号、北広島町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。北広島町条例第37号について、上下水道課からご説明申し上げます。議案書のほうは、25ページでございます。現在、町内の農業集落排水施設使用料は、旧芸北町地域、旧千代田町地域、旧豊平町地域の3つの使用料の体系がございます。それらを平成28年度から旧千代田町地域の使用料体系に一本化するものでございます。なお、施行日は、平成28年4月1日でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。続きまして、議案第102号 北広島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例、北広島町条例第38条について、上下水道課からご説明申し上げます。議案集のほうは31ページでございます。現在、町の簡易水道料金は、旧千代田町地域の料金体系と、旧芸北町、旧豊平町、旧大朝町地域の料金体系の2つの料金体系がございます。それらを平成28年度から旧千代田町地域の料金体系に一本化するものでございます。なお、施行日については平成28年4月1日でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上5議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第103号 指定管理者の指定について及び

日程第13 議案第104号 工事請負契約の変更について

○議長（加計雅章） 日程第12、議案第103号、指定管理者の指定について及び日程第13、議案第104号、工事請負契約の変更についてを一括議題とします。以上2議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第103号及び議案第104号につきまして、一括して概要を申し上げます。35ページをお願いします。議案第103号 指定管理者の指定について説

明をいたします。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものであります。36ページをお願いします。議案第104号、工事請負契約の変更について説明をいたします。本案は、北広島町立芸北中学校校舎等新築工事において請負金額を変更し、実施する必要があるため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議案第103号、指定管理者の指定につきまして、総務課のほうからご説明をいたします。公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。公の施設でございますが、大朝農村高齢者活性化センター及び交流館天狗の里・天狗の里公園、いわゆる田原温泉でございます。指定管理者となる団体でございますが、株式会社わらべ、代表取締役石橋扶美子でございます。指定の期間につきましては、平成28年1月1日から平成32年3月31日としております。これは現在の指定管理をしております会社が会社分割を行いまして、その事業を新たに株式会社わらべが引き継ぐということによりまして、新たな指定管理の指定をお願いをするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。以上で、説明を終わります。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議案集36ページをお願いします。議案第104号、工事請負契約の変更についてご説明をさせていただきます。1、工事名、北広島町立芸北中学校校舎等新築工事。2、工事場所、北広島町川小田10075番地90。3、変更請負金額8億5932万7920円。4、今回変更による増額1368万7920円。5、請負者、錦建設・芸北工業特定建設工事共同企業体、代表者、広島市中区国泰寺町2丁目5番4号、錦建設株式会社取締役社長迫谷富三。増額の変更理由でございます。発生土が想定していた良質土ではなく、不良土であったことにより、土の入れかえ等による工事の増額でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第105号 平成27年度北広島町一般会計補正予算（第4号）から

日程第23 議案第114号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（加計雅章） 日程第14、議案第105号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第4号から、日程第23、議案第114号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号までの補正予算関係10議案を一括議題とします。以上10議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成27年度補正予算の概要について、一括して説明します。別冊の平成27年度補正予算書をお願いします。議案第105号、平成27年度北広島町一般会

計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9000万円を追加し、予算の総額を166億7700万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、追加事業として、除雪による冬季積雪時の町内道路等の安全確保及び豊平病院会計補助金の追加による地域医療の確保などであり、第2表に繰越明許費1事業を、第3表に、債務負担行為の追加1事業、また、地方債補正は、第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第106号です。平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2200万円を追加し、予算の総額を24億5300万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、高額療養費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第107号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を7億7200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、浄化センター汚水ポンプ修繕工事費などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第108号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を4億100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、国道改良工事に伴うマンホールかさ上げ工事などを計上しております。なお、第2表に、地方債の補正の追加を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第109号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5600万円を追加し、予算の総額を28億2100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費などの追加を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第110号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を4億1600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、光熱水費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第111号、平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳入歳出予算において、賃金、基金積立金など予算科目間で所要の調整を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第112号、平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更いたしません、歳入予算において、一般会計繰入金など予算科目間で所要の調整を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第113号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算の総額を5億9400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、消費税及び地方消費税額の確定による増額などを計上しております。別冊、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算書をお願いをします。議案第114号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号です。本案は、収益的収入において、既決の収入予定額から2億768万2000円を減額し、収入予定額を6億622万5000円とするものです。また、収益的支出において、既決の支出予定額から1億276万3800円を減額し、支出予定額を7億422万9000円とするものです。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明を行います。

○議長（加計雅章） ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 56分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。10議案について提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは、まず、議案第105号、北広島町一般会計補正予算第4号につきまして、財政課のほうからご説明を申し上げます。配付資料に一部修正のほうがございまして、大変申しわけございませんが、本日、机上に配付しております資料のこちらの平成27年度12月補正予算の概要及び主要施策のほうをご覧くださいと思います。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は3億9000万円の増額補正で、補正後の予算額は166億7700万円となります。編成上のポイントといたしまして、除雪による冬季積雪時の町内生活道路等への安全確保、また、豊平病院補助金の追加によります地域医療の確保などがございます。右の表をご覧ください。12月補正におけます主要施策を掲載してございます。表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。一般会計では、地域の特性を生かした地域づくりでは、町道維持補修委託料及び町道除雪費の増額、普通河川維持修繕工事の増額で1億4300万円を、産業・経済の活性化では、機構集積協力金及び多面的機能支払交付金の増額で5232万円を、高齢者・障害者などにやさしいまちづくりでは、国保基盤安定制度繰出金及び自立支援扶助費の増額3862万円を、若者・子育て世代に魅力的なまちづくりでは、新規定住者住宅建築補助金、教育環境施設、こちらは旧雄鹿原小学校を活用した加計高校芸北分校下宿の整備のための改修費、また小中学校特別支援教室整備費、北広島町図書館備品購入費の増額としまして1846万円、また、その他としまして、豊平病院事業会計補助金、ふるさと基金積立金の増額、雪害等の今後の災害対応並びに補正調整としまして、予備費などで1億2755万円を計上してございます。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。議案ページから2面となります。第2表に、繰越明許費としまして、環境基本計画策定委託料442万8000円、第3表に債務負担行為の追加補正としまして、北広島町庁舎蓄熱委託料、期間を平成28年度から平成32年度までの限度額3207万6000円を計上しております。また、第4表に、地方債の補正をお願いしております。主なものは、災害復旧事業債の計上、地方道路等整備事業債、合併特例債及び過疎対策事業債の減額で、補正後の借入限度額を総額で25億7369万8000円とするもので、総額では1430万円の減額となります。以上で、一般会計補正予算第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは、議案第106号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページから2ページをご覧くださいと思います。2款2項1目一般被保険者高額療養費につき

ましては1200万円、2目退職被保険者等高額療養費につきましては300万円増額いたしまして、それぞれ1億5600万円、1740万円とするものでございます。これらは、今年度の給付実績に基づきまして増額するものでございます。次に、11款1項5目国庫支出金等償還金でございますけれども、385万8000円増額し、385万9000円とするものでございます。平成26年度の療養給付費等負担金の額は、実績報告によりまして基準額を超過し、過大交付となっておりますので、超過分を返還するものでございます。次に、11款2項1目直営診療所施設勘定繰出金でございますが、337万3000円増額し、1330万8000円とするものでございます。これは交付基準の変更によるものでございます。次に、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをご覧くださいと思います。3款2項1目財政調整交付金でございますが、337万3000円増額し、1億1897万8000円とするものでございます。これは、先ほどありました直営診療施設勘定繰出金分でございます。続いて9款1項1目一般会計繰入金につきましては、1節保険基盤安定繰入金を2642万7000円、3節職員給与費等繰入金を20万円、計2662万7000円増額し、合計1億7143万4000円とするものでございます。9款2項1目財政調整基金繰入金につきましては800万円減額し、3359万5000円とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 議案第107号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号。歳出補正予算事項別明細書1ページ、2ページをご覧ください。歳出、2款1項1目下水道新設費共済費を30万円の減額及び2款1項2目下水道管理費、需用費を131万6000円の増額をお願いするものでございます。下水道管理費の需用費の131万6000円の増額でございますが、これは大朝新庄浄化センターの移動脱水車の付属装置であります電磁式積算体積計と洗浄用電磁弁が経年劣化によりまして、修繕の必要が出たための修繕料として21万6000円。大朝浄化センターの汚水ピット内のNo.1ポンプが、こちらやはり経年劣化によりまして修繕の必要が出たための修繕料として110万円必要となったものでございます。これに予備費1万6000円の減額を加えまして、歳出合計100万円の増額でございます。また、歳入でございますが、歳入補正予算事項別明細書、こちら1・2ページをご覧ください。1款1項1目受益者分担金を65万9000円、受益者分担金滞納繰越分を3万2000円の増額、1款2項1目受益者負担金を7万円の増額及び2款1項1目下水道使用料滞納繰越分を23万9000円増額し、歳出と同額の100万円を増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。続きまして、議案第108号でございます。農業集落排水事業特別会計補正予算につきまして、引き続き、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号。歳出補正予算事項別明細書1・2ページをご覧ください。まず、歳出、2款1項1目農業集落排水新設費の委託料を188万5000円の増額及び2款1項2目農業集落排水管理費の工事請負費を200万9000円の増額をお願いをするものでございます。農業集落排水新設費の農業集落排水設計等委託料の188万5000円の増額でございますが、これは蔵迫地区において、新たに接続の申し出があったため、排水管布設工事を実施するための設計委託料でございます。また、農業集落排水管理費維持修繕工事請負費の200万9000円の増額

は、国道433号線の県施工によりまず道路改良工事によりまして、志路原地区のマンホール9カ所の高さの調整工事が必要となったものでございます。これに予備費10万6000円の増額を加えて、歳出合計400万円の増額をお願いするものでございます。また、歳入でございますが、歳入補正予算事項別明細書1・2ページをご覧ください。1款1項1目受益者分担金を6万1000円の増額、2款1項1目使用料滞納繰越分を9万円の増額、4款1項1目一般会計繰入金を204万9000円の増額及び7款1項1目農業集落排水事業債を180万円増額し、歳出と同額の400万円増額するものでございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 議案第109号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号につきまして、保健課のほうからご説明をさせていただきます。歳出の事項別明細書の1・2ページをお開きください。2款1項1目居宅介護サービス給付費の中の居宅介護サービス計画費を209万8000円増額させていただきます。これは居宅で介護サービスを受ける場合のプランの作成費でございます。居宅サービス利用者の増加や重症化に伴う計画費が増えたため増額をさせていただきます。次、2目施設介護サービス給付費を2616万4000円増額をお願いするものです。増えた理由としましては、今年の3月に特別養護老人ホームのベッドを25床増床いたしました。その影響で給付費が計画よりも増えたためでございます。次の3目地域密着型介護サービス給付費の中の小規模多機能型居宅介護サービス費の中の小規模多機能型居宅サービスの利用者が予定よりも増えたことにより、地域密着型介護サービス給付費を1524万6000円増額をお願いをするものです。次の表の2款2項1目高額介護給付費です。63万4000円増額をさせていただきます。これは介護の重症化に伴い、1人当たりの給付費が増えたことにより、増額補正が必要になったことによるものでございます。次のページをお開きください。2目高額医療合算介護サービス費でございます。これを163万3000円増額させていただきます。これは過去1年間の介護サービスの利用負担と医療保険の自己負担分が合わせて一定額以上になった場合に補助するものでございますが、これにつきましても給付費の増額により増額補正をさせていただくものです。次の2款3項1目特定入所者介護サービス費を521万3000円増額をさせていただきます。これは施設入所された場合の部屋代、食事代の利用者負担額の減額分でございますけれども、施設入所者の増加に伴い、負担額が増え、今回、増額を補正させていただくものです。次に、2款4項1目介護予防サービス給付費の住宅改修費151万円、福祉用具購入費を8万5000円増額をさせていただきます。住宅改修費は、最近の傾向として入院期間が短く、在宅復帰されることに伴い、計画しておりましたものより住宅改修費が多くなってきて、増額をさせていただきます。福祉用具につきましても同様の理由でございます。次のページをお開きください。2目地域密着型介護予防サービス給付費334万3000円増額をさせていただきます。これも地域密着型サービス費のうち小規模多機能型居宅介護を利用される要支援1、2の方の利用者の増加によるものでございます。次に、返っていただいて、歳入の事項別明細書の1・2ページをお開きください。先ほど歳出で増額させていただいたものにつきまして、3款1項1目介護給付費国庫負担現年度分を1131万2000円増額をいたしまして、4款1項1目介護給付費支払基金交付金の現年度分を1568万円増額をし、5款1項1目介護給付費県負担金現年度分を688万8000円増額、7款1項1目一般会計介護給付費繰入金現年度分を700万円増額をさ

せていただいて、2項1目介護給付費準備基金繰入金を1512万円増額をさせていただきま  
す。以上、介護保険特別会計の補正について説明させていただきました。ご審議のほど、よろ  
しくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 議案第110号、簡易水道事業特別会計補正予算につきまして、上  
下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計  
補正予算第2号。歳出補正予算事項別明細書の1、2ページをご覧ください。歳出でございま  
す。1款1項1目一般管理費の賃金を17万5000円の増額、2款1項1目簡易水道新設費  
の負担金補助及び交付金を120万円の増額、2款1項2目簡易水道管理費の需用費を100  
万円の増額をお願いするものでございます。一般管理費の17万5000円の増額でございま  
すが、こちらは臨時職員の賃金となります。次に、簡易水道新設費の情報化施設整備工事分担  
金の120万円の増額でございますが、これは今年度施工中でございます簡易水道遠隔監視シ  
ステム等電気設備工事の施工に当たりまして、きたひろネットに接続するための伝送路の延長  
工事分担金の不足分でございます。また、簡易水道管理費の需用費の100万円の増額でござ  
いますが、こちらは光熱水費等の不足分でございます。これに予備費62万5000円の増額  
を加えまして、歳出合計300万円の増額をお願いするものでございます。また、歳入でござ  
いますが、歳入補正予算事項別明細書、こちらも1、2ページをご覧ください。1款1項1目  
簡易水道施設費分担金を27万円の増額、2款1項1目水道使用料滞納繰越分を6万2000  
円の増額、5款1項1目一般会計繰入金を266万8000円の増額をし、歳出と同額の30  
0万円の増額をお願いをするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 議案第111号、平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2  
号について、農林課からご説明申し上げます。歳出補正予算事項別明細書1ページ、2ページ  
をご覧ください。2款1項1目電気事業費を67万5000円増額し、752万3000円と  
するものでございます。これは当初予定しておりました電気主任技術者、臨時職員の勤務時間  
が増加したため賃金を増額するものです。続いて、4款1項1目電気事業基金費を67万50  
00円減額し、960万8000円とするものでございます。以上です。ご審議のほどよろし  
くお願いいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 議案第112号、平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号  
について、保健課のほうからご説明申し上げます。歳入の事項別明細書1、2ページをご覧  
ください。今回の補正につきましては、国民健康保険の調整交付金の交付基準が改正されたもの  
に伴いまして、一般会計からの繰入金を337万3000円減額いたしまして、国民健康保険  
特別会計からの繰入金同額を増額補正するものでございます。歳出につきましては、歳入の部  
分の財源更正でございます。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議案第113号、北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号に  
ついて、総務課のほうからご説明をさせていただきます。事項別明細書のまず歳出の1ページ、  
2ページをお開きください。主なものとしたしましては、1款1項1目一般管理費の公課費5  
76万8000円でございます。これは消費税及び地方消費税の確定によりまして増額したも

のでございます。それから次に歳入のほうでございますが、戻っていただいて、事項別明細書の1ページ、2ページをご覧ください。まず、1款1項1目工事分担金でございますが、150万円、新規の引き込み、再開の費用分担金でございます。2款1項1目使用料でございますが、これは、きたひろネットの利用料231万7000円、3款1項1目一般会計繰入金でございますが、18万3000円、5款2項1目雑入、移転補償費でございますが、これは道路改良工事に伴います移転補償の費用となっております。合計200万円、歳入歳出とも600万円の補正となっております。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

○豊平病院事務部長（佐々木靖志） 議案第114号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号について、豊平病院からご説明させていただきます。別冊、補正予算書の11ページをご覧ください。収益的収入につきましては、1款1項1目入院収益を1億9276万7000円減額し、1億4485万8000円とし、2目外来収益を9534万8000円減額し、1億7647万3000円、3目その他医業収益を1596万4000円減額し、1320万6000円、4目訪問看護収益を1582万1000円減額し、420万2000円、5目通所リハビリ収益を674万4000円減額し、2095万8000円、1款2項2目他会計補助金を1億2000万円増額し、2億6913万円、5目その他医業外収益を103万8000円減額し、206万2000円とするものでございます。これによって病院事業収益の総額を6億6222万5000円とするものでございます。この内容は、入院・外来などの医業収益及び医業外収益のその他医業外収益は、患者数、利用者の減少により減収し、そのため他会計補助金の増額補正をお願いするものでございます。収益的支出につきましては、1款1項1目給与費を5999万9000円減額し、4億4986万円、2目材料費を4288万4000円減額し、9411万7000円、3目経費を2368万2000円減額し、1億2406万3000円、6目研究研修費を107万3000円減額し、312万7000円とし、病院事業費用の総額を7億4226万9000円とするものでございます。この減額の内容は、常勤医師の採用ができなかったことと、年度途中で職員の退職があったことによる給与費の減額、患者数の減少による薬品費、診療材料費等の購入費が減少、また、賃借料並びに委託料、雑費の支出見込みの減による減額補正をお願いするものです。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上10議案については、後日、審議、採決を行います。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は、12月9日、10日及び11日の一般質問となっております。よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時40分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~